

日本生理学会生理学東京談話会 優秀演題賞 規約

制定：2023年10月16日

1. 目的

日本生理学会生理学東京談話会（以下、談話会）において、若手研究者や学生の積極的な発表を促すとともに、指導する立場の研究者にも発表への関心を高め、談話会の将来の活性化につながることを目的とする。

2. 名称

名称を「日本生理学会東京談話会 優秀演題賞」とする。

3. 対象

若手研究者〔談話会が開催された年度の末日（3月31日）において、原則として学部学生、大学院生、学位取得後8年未満である者。ただし教授など研究単位の長の職にある者は除外する〕。その年度の談話会において、事前に指定する方法で優秀演題賞に応募したうえで筆頭演者として演題を発表した者を対象とする。

4. 選考

- (1) 談話会当番幹事は、談話会所属の当番幹事経験者、日本生理学会理事、日本生理学会評議員の中から5名以上10名以内の評価者を定める。
- (2) 評価者は、優秀演題賞候補演題すべてに対し、発表演題の提示する内容と関連する質疑応答を中心に、別に定める評価方法によって評点を付ける。但し、評価者は、3親等以内の親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係の者、応募日を基準とし過去3年間に於いて雇用関係または緊密な共同研究を行う者、現在の同一研究単位での所属関係の者、に該当すると自ら判断する場合は、該当する演題について、評価に関与しないこととする。
- (3) 評価は、各演題につき評価者の評点の合計点を各演題の評価者数で除した平均点をもって判断する。同点の場合は、評価者全員で審議する。
- (4) 表彰者数は、5名以下とする。
- (5) 談話会当番幹事は、選考結果を、談話会参加者に対し発表する。
- (6) 受賞者には賞状と副賞を授与する。
- (7) 副賞は、日本生理学会の地方会における若手研究者顕彰費用支援事業に支援を申請する。その際に、受賞者と受賞内容、受賞者による受賞内容の説明や今後の抱負などを日本生理学会に報告する。その内容は、日本生理学会や談話会のホームページ、日本生理学雑誌などに公表される場合がある。

附則1

本規約は第253回談話会（2023年度）から適用する。